

各位

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

記

(1)	募集株式の種類及び数	当社普通株式	378,000株
(2)	募集株式の払込金額	未定(2026年9月1日開催予定の取締役会で決定する。)	
(3)	払込期日	2026年9月17日(木曜日)	
(4)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、2026年9月10日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。	
(5)	募集方法	発行価格での一般募集とし、株式会社SBI証券を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。 引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。	
(6)	発行価格	未定(募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2026年9月10日に決定する。)	
(7)	申込期間	2026年9月11日(金曜日)から 2026年9月16日(水曜日)まで	
(8)	申込株数単位	100株	
(9)	受渡期日	2026年9月18日(金曜日)	
(10)	引受人の対価	引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。	
(11)	払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 立売堀支店	

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (12) 前記各項を除くほか、本募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定し、その他必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引取人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,833,100 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都新宿区西新宿一丁目 26 番 1 号
SOMPO ホールディングス株式会社 1,124,600 株
東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号渋谷スクランブルスクエア
株式会社ディー・エヌ・エー 560,500 株
東京都千代田区二番町 5 番 1 号
グロービス 5 号ファンド投資事業有限責任組合 69,400 株
東京都港区高輪二丁目 21 番 42 号
JR 東日本スタートアップ株式会社 49,000 株
45 Market Street, Suite 3120 Gardenia Court, Camana
Bay, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands
Globis Fund V, L.P. 29,600 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとし、株式会社 S B I 証券、S M B C 日興証券株式会社、みずほ証券株式会社、岡三証券株式会社、東海東京証券株式会社、岩井コスモ証券株式会社、マネックス証券株式会社、むさし証券株式会社及び楽天証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一とする。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記 1. における受渡期日と同一とする。
- (8) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般向けの売出しにおける売出価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は、上記 1. における募集株式の引受価額と同一とする。
- (9) その他本株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の公募による募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

.....
 ・ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
 ・.....

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 331,600 株 (上限)
- (2) 売 出 人 売出人 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
株式会社 S B I 証券
- 売出株式数 当社普通株式 331,600 株 (上限)
- (オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2026 年 9 月 10 日に決定される。)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向けの売出しとする。
- (4) 売 出 価 格 未定 (上記 1. における発行価格と同一とする。)
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一とする。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一とする。
- (7) 受 渡 期 日 上記 1. における受渡期日と同一とする。
- (8) その他本オーバーアロットメントによる株式売出しに必要な一切の事項については、代表取締役社長に一任する。
- (9) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. において定める公募による募集株式発行が中止となる場合、本オーバーアロットメントによる株式売出しも中止される。

4. 引受人に対する指定販売先への売付け要請 (親引け) の件

上記 2. の引受人の買取引受による株式売出しに関し、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、売出株式の一部につき、当社が指定する下記販売先 (親引け先) に対して売付けることを引受人である株式会社 S B I 証券に要請する予定であります。

指定する販売先 (親引け先)、株式数、販売目的は下表に記載のとおりであります。

指定する販売先 (親引け先)	株式数	販売目的
日本駐車場開発株式会社 (大阪府大阪市北区小松原町 2 番 4 号大阪富国生命ビル)	368,000 株を上限として要請を行う 予定	当社の既存株主かつ業務提携に関する基本合意を締結している先であり、今後も関係性を維持・発展させていくため

.....
 ・ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
 ・.....

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの件

- (1) 募 集 株 式 数 当社普通株式 378,000 株
- (2) 売 出 株 式 数 ① 引受人の買取引受による売出し
当社普通株式 1,833,100株
② オーバーアロットメントによる売出し(*)
当社普通株式 331,600株 (上限)
- (3) 需 要 の 申 告 期 間 2026 年 9 月 3 日 (木曜日) から
2026 年 9 月 9 日 (水曜日) まで
- (4) 価 格 決 定 日 2026 年 9 月 10 日 (木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における
需要状況等を勘案した上で決定する。)
- (5) 申 込 期 間 2026 年 9 月 11 日 (金曜日) から
2026 年 9 月 16 日 (水曜日) まで
- (6) 受 渡 期 日 2026 年 9 月 18 日 (金曜日)

(*) オーバーアロットメントによる売出しについて

オーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、投資家の需要状況を勘案し、株式会社 S B I 証券が 331,600 株を上限に追加的に行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況等により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、株式会社 S B I 証券が当社株主である SOMPOホールディングス株式会社及び株式会社ディー・エヌ・エー（以下、「貸株人」という。）より借入れる株式であります。

これに関連して、株式会社 S B I 証券は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下、「グリーンシュエアプション」という。）を、2026 年 10 月 16 日を行使期限として当社から付与される予定であります。株式会社 S B I 証券は、貸株人から借受けた株式を、グリーンシュエアプションの行使又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

株式会社 S B I 証券は、上場日（2026 年 9 月 18 日）から 2026 年 10 月 16 日までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とし、貸株人から借受けている株式の返還に充当するために、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、株式会社 S B I 証券は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式数について、当該株式数については、グリーンシュエアプションを行使しない予定であります。

また、シンジケートカバー取引期間内においても、株式会社 S B I 証券は、シンジケートカバー取引を全く行わないか、若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	5,884,140 株
公募増資による増加株式数	378,000 株
公募増資後の発行済株式総数	6,262,140 株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 169,280 千円については、当社の持続的な成長及び企業価値の向上を実現するため、駐車場マーケットプレイス「アキッパ」の競争力強化及び顧客基盤の拡大を目的として、以下のとおり充当する予定であります。

プロダクト開発費用

当社は、継続的なプロダクトの機能拡充及び品質向上が中長期的な競争優位性の源泉であると認識しております。今後、さらなる顧客獲得及び既存顧客の利用拡大を図るため、既存プロダクトの機能強化、新機能開発並びに開發生産性向上に向けた体制強化を推進してまいります。

そのため、エンジニア、プロダクトマネージャー等の開発人材に係る人件費及び外部専門人材の活用に係る業務委託費用として169,280千円（2026年12月期：40,000千円、2027年12月期：70,000千円、2028年12月期：59,280千円）を充当する予定であります。

これらの投資により、顧客ニーズへの対応力向上、新規機能の投入によるサービス価値の向上及び競争力強化を図り、継続的な事業成長につなげてまいります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。また、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社では、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けております。現時点では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業拡大と事業の効率化のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は内部留保の充実を図る方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、企業体質の強化及び将来の事業展開のための財源として利用していく予定であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針であります。現時点において配当実施の可能性及び実施時期等については未定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	2023年12月期	2024年12月期	2025年12月期
1株当たり当期純利益	18.99円	9.85円	54.22円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	－円 (－円)	－円 (－円)	－円 (－円)
実績配当性向	－％	－％	－％
自己資本当期純利益率	39.5％	14.4％	54.1％
純資産配当率	－％	－％	－％

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 1株当たり配当額(1株当たり中間配当額)、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していないため記載しておりません。

3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。

4. 2023年12月期の数値については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

5. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人であるSOMPOホールディングス株式会社、当社株主かつ新株予約権者である金谷元気は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後360日目の2027年9月12日までの期間（以下「ロックアップ期間①」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること、当社普通株式が株式会社東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け等は除く。）を行わない旨確約しております。

また、売出人であるグロービス5号ファンド投資事業有限責任組合、Globis Fund V, L.P. 及びJR東日本スタートアップ株式会社、当社株主である日本郵政キャピタル株式会社、ABCドリームファンド1号投資事業有限責任組合、FFGベンチャー投資事業有限責任組合第1号、SI地域創生ファンド投資事業有限責任組合及びSI創業応援ファンド投資事業有限責任組合は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年3月16日までの期間（以下「ロックアップ期間②」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、主幹事会社を通して行う株式会社東京証券取引所での売却等、当社普通株式が株式会社東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け等は除く。）を行わない旨確約しております。

加えて、売出人かつ貸株人である株式会社ディー・エヌ・エー、当社株主（新株予約権者を含む）である住友商事株式会社、株式会社トリドールホールディングス、日本駐車場開発株式会社、ニッポンレンタカーサービス株式会社、中部日本放送株式会社、千島土地株式会社、Koma Enterprise Limited、杉山全功、株式会社Your Edge、株式会社Be-flow、野村真悟、池田好伸及び当社従業員1名は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2027年3月16日までの期間（以下「ロックアップ期間③」といい、ロックアップ期間①及びロックアップ期間②とあわせて、以下「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式（当社新株予約権及び新株予約権の行使により取得した当社普通株式を含む。）の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を株式会社SBI証券が取得すること、当社普通株式が株式会社東京証券取引所及び日本証券金融株式会社から貸借銘柄への選定を受けるに際して行う当社普通株式の貸付け等は除く。）を行わない旨確約しております。

更に、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間③中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割等、ストックオプション又は譲渡制限付株式報酬（ロックアップ期間中に行使又は譲渡されないものに限る）にかかわる発行等を除く。）を行わない旨確約しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部若しくは一部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当増資等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っています。

.....
ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認ください。

(注) 上記「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当等を約束するものではなく、予想に基づくものであります。

以 上

.....
● ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。
.....